

財産の無償貸付けについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

記

1 無償貸付けをする財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在 東京都国立市東2丁目24番4
- (3) 面積 471.030平方メートル

2 無償貸付けの目的

市が寄贈を受けた東2丁目の土地において、「高齢者福祉に利用してほしい」との寄贈者の希望により、小規模多機能型居宅介護事業を展開するため、運営を行う事業者に対して当該土地を貸し付ける。

3 無償貸付けの期間

貸付けの日（令和2年度中）から30年間

4 無償貸付けの条件

無償で貸し付ける土地は、小規模多機能型居宅介護事業の実施のために使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償貸付けの相手方

東京都国立市青柳3丁目5番地の1

医療法人社団国立あおやぎ会

理事長 大富 眞吾